

かすみがうら市議会産業建設委員会会議録

令和2年1月31日 午後1時26分 開 会

出席委員

| | |
|------|------|
| 委員長 | 古橋智樹 |
| 副委員長 | 佐藤文雄 |
| 委員 | 矢口龍人 |
| 委員 | 岡崎勉 |
| 委員 | 久松公生 |

欠席委員

なし

委員外委員

なし

出席説明者

| | |
|--------|-------|
| 都市産業部長 | 鈴木芳明 |
| 建設部長 | 石塚洋二 |
| 都市整備課長 | 大久保昌明 |
| 水道課長 | 齊藤健 |
| 下水道課長 | 鈴木仁志 |

出席書記名

議会事務局 青山哲士

議 事 日 程

令和2年1月31日（金曜日）午後 1時26分 開 会

1. 開 議
2. 事件
 - (1) 都市計画マスタープラン見直しの進捗状況について
 - (2) 上下水道のインフラ状況について
 - (3) その他
3. 閉 会

開 議 午後 1時26分

○古橋智樹委員長

では、時間前ではございますが、産業建設委員会の皆さん、おそろいでございますので、始めさせていただきますと思います。

改めましてこんにちは。本年最初の産業建設委員会ということで、また1年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

ちまたではウイルスだの、世界的にはイギリスがきょうで最後EUから離脱とか、いろいろ事欠かない2020年、オリンピックを迎えるというのに1カ月の経過の中で非常にいろいろなことが起きるわけでございますが、当市におかれましては、例年同様、順調な滑り出しをして、来年度の予算に向けて準備を進められていることかと存じますけれども、委員の皆様には、きょうの議題、都市計画、それからインフラ関係の議題を慎重審議、議論のご協力をよろしくお願い申し上げます、委員会を進めさせていただきます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから産業建設委員会を開きます。

次に、書記を指名します。議会事務局青山主任を指名いたします。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

初めに、都市計画マスタープラン見直しの進捗状況についてを議題といたします。

それでは、説明を求めます。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

大変ご苦労さまでございます。

それでは、都市計画マスタープラン見直しの進捗状況につきまして、立地適正化計画を含め、都市整備課、大久保課長よりご説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○都市整備課長（大久保昌明君）

大久保です。よろしくお願いいたします。

都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画の策定につきまして、その進捗状況を報告させていただきます。

お手元の資料1ページになります。

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に係ります都市づくりの理念の設定につきましては、昨年の9月に開催しました委員会において報告をさせておりましたが、再確認ということで概略説明を

させていただきます。

ページの中央部の上段になりますが、最初に都市計画マスタープランでは、その都市づくりの理念を3つ掲げております。1つとしまして、快適で安全な暮らしの環境を活かした活気のある都市づくりを目指す。2つ目としまして、豊かな自然と地域資源を活かしたゆとりある共生の都市づくりを目指す。3つ目としまして、地域特性と人材を活かしたふれあいある協働の都市づくりを目指す。活気・共生・協働の3つをキーワードとしております。そして、都市計画マスタープランの役割を地域特性を活かした持続可能な都市の実現とするため、まちなかの活気と自然と共生によるライフスタイルが選択できる協働の都市づくりとしております。

下の段になりますが、都市計画の中で特に市街化区域を対象とする立地適正化計画におけるまちづくりの方針でございますが、持続可能な都市の実現に向けた拠点発展型の都市構造の構築としており、具体的には神立駅を中心といたしました福祉、教育、子育ての拠点形成と周辺地域との連携、波及効果により安心して住み続けることができる都市を目指すとしております。この1ページにつきましては、昨年度において決定をした内容となっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

ここから今年度に検討しております内容となります。最初に、都市計画マスタープラン、その全体構想の骨子案でございます。ページの左側になりますが、都市計画の理念の3つのキーワード、活気・共生・協働による都市づくりの実現のためのイメージを整理してございます。おのおの実現イメージとしまして、1つ目としてまちなかのにぎわいと活気の実現といたしまして、取り組みの方向性をうたっております。例えばJR神立駅周辺の整備あるいは神立停車場線の活性化の取り組みとしております。

2つ目としまして、ゆとりある自然との共生の実現でございますが、調整区域等の周辺地域を含めまして、計画的な土地利用による自然環境や農地の保全、公共交通の再編検討等に取り組むとしております。

3つ目としまして、市民とのふれあいによる協働の実現におきましては、市民参加によるまちづくりを推進していくこと、また、近年の自然災害等の増加に対する地域防災への取り組みにつきましても、自助・共助で取り組むこと、また、市民だけではなく、民間活力を生かしてまちづくりを進めるという内容でございます。

こういったイメージの実現に向けまして、ページの真ん中になりますが、全体構想におきまして具体的な施策として整理するものでございます。この表におきましては、こういった部門の施策をどういった方針で行っていくかについてあらわしてありまして、5つの分野の方針をあらわしてあります。

1つ目としまして、土地利用の方針でございます。(1)市街化区域の都市的土地利用、(2)調整区域や都市計画区域外の土地利用、(3)としまして、拠点形成として神立駅周辺と千代田・霞ヶ浦両庁舎周辺において、いずれも表の右側になりますけれども、施策の展開をしていくということを整理、想定してございます。

2つ目、道路・交通体系の方針といたしましては、(1)として広域道路の整備ということで、常磐道、国道等の広域道路の整備、(2)として生活道路等の整備ということで、その他の市道、通学路またはサイクリングロードも含めて整備を整理するとしております。また、(3)としましては公共交通の整備ということで、鉄道、バス等の公共交通との連携をしていく上の考えを整理していくとしております。

3つ目、都市防災の方針といたしまして、特に自然災害対策の方針と防災まちづくりの方針を掲げ

ております。この分野は現在のプラン、現行の都市マスタープランでは記載が少ない状況でございますが、昨今、自然災害が多発する現状を踏まえまして、上位に記載することとしております。また、これまでの各種会議の中の意見としまして、防災のみならず防犯についての意見もありましたので、防犯についての検討を加えることとしております。

4つ目、都市環境の方針といたしまして、水環境の整備につきましては、河川、湖沼などの整備、公共公益施設の整備につきましては、行政、教育、医療等に係る施設の整備、住環境の整備に関しましては、住宅供給や住宅地の整備等を整理するとしております。

5つ目として、公園・緑地等の方針でございますが、都市公園や緑地等の整備を、環境保全の面では生物多様性や環境負荷の軽減等を整理する内容となっております。

いずれの方針につきましても、ページの右側に施策の展開の方向として記載しておりますが、こちらにつきましては、今後検討を進める中で方針を固めることとなりますので、方針を固める中で順次整理をしていくと考えております。

繰り返しになりますけれども、2ページにつきましては、市の全域に係る都市づくりの構想の骨子案でございます。今後検討を重ねながら施策についても追加することとなります。さらに来年度に検討しております地域別の計画につきましても全体計画での方針を地域別計画にも反映させていきたいというふうに考えております。

続いて、3ページをお願いいたします。

ここからは立地適正化計画の骨子案になります。資料ちょっと細かくて恐縮なんですけれども、立地適正化計画の全体の流れにつきまして矢印を使いながら示したものとなっておりますので、矢印に沿いまして説明をさせていただきます。

2ページの市の全体の都市マスの中から特に市街化区域の部分について、コンパクトシティをどのように構築するかをストーリーとしてお示ししたものになってございます。また、今回お示した内容につきましては、今後も検討を加える予定ですので、内容については修正されることをご了承いただければと思います。

立地適正化計画につきましては、市街化区域の中に居住誘導区域を設定し、その中に都市機能誘導区域を設定するということが基本的な考えになります。それに基づきまして、実際どのような都市施設を誘導するか、また、どのような施策で誘導を実現していくかを計画づけるということになります。

資料のページ左側になりますけれども、こちらにつきましてはまちづくりの方針ということで、こちらは都市計画マスタープランとの関係性を整理したものになります。立地適正化計画では特にまちなかのにぎわいと活気の実現という都市計画マスタープランの中でも特にそこを取り出して方針としております。当然ネットワークとか市民との協働といったところも連携しておりますので、その効果を市全体に波及していくというような考え方となっております。

ページ右側に行きまして、実現に向けたストーリーというふうに記載されてございますが、本市の計画に係る特性といたしまして、特に神立駅周辺における居住の場としての需要が高いことが上げられます。市街地に商業、医療移設等が立地していることも特性の1つになりますが、今後も高齢化が進行いたしますので、今以上の充実が必要である状況でございます。

また、都市全体といたしましては、地域拠点分散型の構造になっておりまして、神立駅周辺居住者が市内の施設を利用している割合が高くなっております。これにつきましては、霞ヶ浦地区では施設利用のニーズが市内だけではなくて、比較的土浦市へ車等で出かける傾向が高かったり、あるいは千代田地区については石岡市方面もニーズもあるという状況でございますが、神立駅周辺の居住者を抜

き出しますと、周辺の施設を多く利用しているということから、これらのニーズにつきまして特性という形で捉えております。

次に、立地適正化計画に係る課題でございますが、人口減少、空き家、空き地の増加、公共交通ネットワークの充実、さらに災害等の安全対策を上げております。

このただいま説明しました特性と課題を踏まえまして、計画の方向性、さらに期待される効果として整備したのが中央部の丸図であらわした表となります。左から順になります。方向性といましては、神立駅周辺の居住の場としてのポテンシャルを生かしていくことが前提になるという考えでございます。そのために集積する生活機能、また都市機能を維持しまして、安全な市街地形成による居住の維持、推進をしていく。そのためには空き家や空き店舗等を活用して、居住の誘導であったり、あるいは空き地への生活機能、交流機能の誘導をしていこうという方向性になります。

そうすることによりまして、期待される効果といたしまして、駅周辺の居住者が増加し、先ほど説明したように、市内の商業施設とかの利用が拡大されますので、地域経済への活性化へつなげていくということ、それを地域の拠点であるとか集落をつなぐことによって市全体の活力に波及していくこと、そういう効果を目指しているというふうに考えております。

下に行きまして、まちづくりの方針といたしましては、これまでも説明してございますが、持続可能な都市の実現に向けた拠点発展型の都市構造の構築としております。その下に具体的に何を指すかという達成すべき目標として記載してございます。左側につきましては、ただいま説明させていただきましたが、駅周辺に居住者を誘導することで市内施設の利用率をさらに高め、それを地域経済の活性化につなげていくという目標でございます。右側につきましては、子育て世帯、若者の生活、交流に資する機能を誘導を図るということを目的としてございます。この若者の誘導あるいは子育て世代への配慮につきましては、市内小学校のPTAの方々、さらに高校生会との意見交換会も今年度実施してございまして、その結果でございます。ご意見としまして、特に駅周辺は交流の拠点であってほしいとか、あるいは子どもや学生が利用できる複合施設へのニーズが高かったり、やまゆり館のような子育て支援施設が駅周辺にあれば利用しやすい。さらに図書コーナーとか学習スペースといったニーズのご意見がございました。これは今後こういった機能を誘導していくかということに関連していくこととなりますが、こういったニーズを踏まえまして、都市機能の維持、誘導を図っていくこととしております。

これら目標を進め、達成するために誘導・連携の方針といたしまして、ページの下になりますけれども、一番下に3つの方針を記載してございます。1つが居住誘導の方針、2つ目が都市機能誘導の方針、3つ目が拠点間の連携方針ということになります。

4ページをお願いいたします。

4ページにつきましては、誘導の方針でございます。まず、居住誘導の方針といたしまして、中心拠点の周辺における安全で良好な住環境を有し、利用性が高い地域への誘導を図ることとしております。そういった誘導をすることで一定の人口密度と民間を含めた生活サービス施設の維持を図りまして、持続可能な都市を実現しようというものでございます。

居住誘導区域の設定条件としまして7つを設定してございます。まず、安全で良好な住環境を有している地域への居住誘導ということで、含める条件や、あるいは除外する条件、4つほど上げております。ページがまたがりませんが、5ページの図1がその1つでございまして、下水道の排水区域と今後の下水道の計画区域としております。これは設定条件に含めるというものでございます。

次に、図2の土地区画整理事業の区域及び開発区域、こちらにつきましても居住誘導区域の設定条

件として入れるというようなことでございます。

図3につきましては、工業系の土地利用区域を示したものでございますが、工業専用地域は住居を建てられませんので、除外ということになります。その他の工業系の区域につきましては、住居建設も可能な部分もありますので、現状を把握した上での検討としております。

それから、図4に行きまして、こちらは災害危険性が高い地域でございまして、そちらは除外するということになります。かすみがうら市におきましては、土砂災害や浸水区域がございませんので、ここは白地になっているような状況でございます。

さらに6ページになります。3つほど図がありますが、ここにつきましては、交通利便性や生活利便性の高い区域等を区域に入れるということで、3条件を示したものとなります。図5につきましては、神立駅から800メートル、さらに既存のバス停から300メートルの範囲につきましては、高齢者も含めまして比較的移動しやすいエリアということで、居住誘導区域に入れるというような考えでございます。

図6につきましては、既存の商業施設からの徒歩圏域の範囲ということでございます。これまでのアンケートの調査結果からも、自分たちの住んでいる地域で必要な施設として商業施設が上げられておりますので、既存する地域につきましては居住の誘導を図りたいとの考えでございます。

最後に、図7でございまして、こちらは現に人口が集中している区域、D I D地区と称しておりますけれども、こちらにつきましても居住の影響があることから入れるというようなことでございまして、以上、居住誘導区域は設定条件としまして入れる分、入れない条件含めまして7項目を条件としております。

7ページが今の7項目の設定条件を重ねた図というふうになっております。ちょっと見づらいかと思うんですが、7つの条件を重ねるとページ7のような形になります。

続きまして、都市機能の誘導区域の設定条件でございます。都市機能誘導区域につきましては、ただいま説明しました居住誘導区域の中に設定する都市機能の区域ということになります。

8ページのほうになりますけれども、条件としまして図8につきましては、J R神立駅から歩いて生活できる範囲として区域を設定することとしまして、800メートルの区域としております。800メートルは歩いて行動する範囲で、国の方針でも示した1つの目安となるものでございます。

続いて、図9、こちらは隣接いたします土浦市の都市機能誘導区域を示したものでございまして、土浦市の神立地区は生活圏が一体となりますので、その一体性に配慮した形での区域の設定が必要だろうということで設定条件に入れるものでございます。

8ページの下図になりますけれども、吹き出しの形で右側に神立駅周辺地区というようなことで拡大した図面を入れておりますけれども、中央右側上、斜めに点線がありまして、右側上の四角いところが神立駅ということになります。神立駅から左上に二重の線が引いてありますが、こちらが停車場線というようなことになります。その下に色を塗りました図面となっておりますが、青い色の部分が、こちらが居住誘導区域ということになりまして、その内側の赤い枠取りが都市機能誘導区域という形になります。目印としましては、この赤い誘導区域の左下になりますけれども、この辺が神立病院になります。ですので、うちのほうとしましては、神立病院の前を都市計画道路が予定されておりますけれども、その延長上に千代田ショッピングモールがございまして、あの辺までを1つの都市機能誘導区域というようなことで一体性を持たせて考えたいなというふうに考えております。

続いて、3番、図10になりますが、既存の生活サービス施設の集積性に勘案した区域の設定でございます。商業施設等のサービス施設が集積するところについては、都市機能の誘導区域の条件として

もよいだろうというような考えでございます。

以上が居住誘導区域と、その中に示します都市機能誘導区域の設定条件の案でございます。

続きまして、4ページにお戻りいただきたいと思っております。

○矢口龍人委員

ちょっと今この図面で都市機能誘導地域と居住区域、これどこが分かっているの。

○都市整備課長（大久保昌明君）

土浦市ですか。

○矢口龍人委員

いやいや、かすみがうらの図面。

○都市整備課長（大久保昌明君）

これは居住誘導区域と、それから都市機能誘導区域を設定する上の前段での条件ということになりまして、居住誘導区域は7つの条件で今後検討しますということです。それから、都市機能誘導区域は3つの条件で、今後具体的な区域どりをしますということで、現段階では条件の提示という形になります。

○矢口龍人委員

そうすると、土浦市はもうでき上がっているから、完成した、要するに図面が下の図面で、こんなふうになりますよと、かすみがうら市のほうもということでもよろしいんですか。

○都市整備課長（大久保昌明君）

そうですね。土浦市はもうでき上がっていますので、そちらとの関連性、一体性を持たせるのも設定条件になるのかなということでございます。

○佐藤委員

その8ページのところ。

○矢口龍人委員

そうそう、この8ページの下の段のところ。完成品なんだ。

○古橋智樹委員長

説明を続けてください。

○矢口龍人委員

ごめんさいね。

○都市整備課長（大久保昌明君）

4ページに戻っていただきまして、中段の下のほうに括弧書きで維持・誘導すべき都市機能というような表示がございますが、こちらにつきましては、具体的な機能を掲げております。今後区域を設定することに伴いまして、具体的に絞り込みますので、現段階としてはイメージになるというふうに捉えていただきたいと思っておりますが、考え方としましては、今ある施設を維持する機能としまして、商業、医療、福祉機能等を掲げております。特に民間の施設が撤退することで利便性を損なうことは避けたいというふうに考えて想定しております。また、右側になりますが、新しく誘導する機能としましては、交流、待ち合い、飲食、図書、学習機能等を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

その下に行きまして、3点目の拠点間の連携方針といたしましては、中心拠点と地域拠点を結ぶネットワークの形成を掲げております。これにつきましては、中心拠点と地域拠点を結ぶネットワークをしっかりと形成することを目指していきたいとの考えでございます。駅の交通結節点機能であった

り、乗り合いタクシーの見直しなど、担当部門との連携をしながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

これらの区域の設定または取り組みを行うことで、どういった目標・指標を掲げるか、またはその設定で期待される効果を案として右側に記載しております。目標・指標という列になるんですけども、例えば居住誘導区域では人口密度を維持していく。特に若者世代、生産年齢人口をふやしていくということが目標になるかと思えます。都市機能誘導区域では既存の誘導施設を維持していく。さらに新たな都市機能を誘導していくということになるかと思えます。拠点間の連携では公共交通の連携でございますが、例えば駅の利用者数であったり、公共交通の利用者数をふやしていくということが目標・指標として考えられることであります。

これらを踏まえまして、これらの目標を達成することで期待される効果としまして、一番右側になりますけれども、地域経済の活性化、若者世代との新たな交流の創出、さらに市全体の活力への波及等が考えられます。

以上、資料の3ページから4ページにかけまして立地適正化計画を策定する上での想定されるストーリーの案をお示しさせていただきましたが、現時点でのイメージレベルのものでありますので、内容を掘り下げていきたいというふうに考えております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

こちらには参考といたしまして、隣接します土浦市の立地適正化計画の概要を記載してございます。見出しとしまして、まちづくりの方針、誘導施設、誘導施策、目標値の設定を抜き出しして記載しておりますが、特に2つ目の誘導施設につきましては、都市機能を誘導区域内に集約することで、まちなかのにぎわい創出や生活利便性の向上に資する施設として表のような施設が掲げられている状況です。その中で表の一番下、教育文化機能という表示でございますが、土浦市におきましては、土浦駅近辺を都心部、それから神立駅、荒川沖部分を副都心というような表示をしておりますので、土浦市の都心部となる土浦駅周辺への立地誘導を考えているということで、神立駅とか荒川駅周辺への誘導施設には入れてないということで、括弧書きで神立駅周辺地区を除くと、そういうふうな表示になっております。

本市におきましても、計画策定に当たりましては、これらを参考に整備していくというようなことになります。

次に、誘導の施策でございますが、最初に居住誘導区域の施策としまして、歩いて暮らせるまちづくりの推進等の3つが掲げられております。

次に、都市機能誘導の施策としまして、民間事業者による誘導施策の整備に対する支援等4つが掲げられております。

最後に、目標値の設定につきましては、人口密度について現状の数字を維持するというような設定がなされているところでございます。

めぐりまして、10ページ、こちらにつきましては、同じく隣接する石岡市の計画の概要を記載したものになっております。誘導施設につきましては、基本的には生活利便性施設ということで、共通しているというふうに考えられますが、中心拠点におけるにぎわいづくりの核となる複合施設を想定しているようでございまして、図書館や郷土館など、それから子育て支援における施設としても総合的な複合施設を想定しているようでございます。

次に、誘導施策でございますけれども、主なものとしまして、居住誘導の施策としましては、既存の住まいに係る助成制度、石岡市で実施している助成制度を活用して、利便性の高いまちなかへの誘

導を図る。あるいはBRTシステム、新交通システムになります。こちら、昔の関鉄鉾田線、BRT新システムというような名称になっておりますけれども、こちらの利便性をPRしての沿線への誘導、さらに八郷地区においては居住誘導区域への移住者に対して、農林業を体験ができる等の仕組みを検討するというような内容になっているようでございます。目標値の設定につきましては、土浦市さんと同様に、人口密度等について現状を維持する等の目標設定がなされているような状況でございます。

ちょっと資料が細かくてわかりづらいかと思いますが、説明につきましては以上でございます。

○古橋智樹委員長

説明が終わりました。

それでは、まず質問といたしますか、補足説明をいただきたい方、委員のほうでございましたら。

○矢口龍人委員

これ、いつまでに上げる予定なんですか。

○都市整備課長（大久保昌明君）

区域の設定につきましては今年度中を目指しております。マスタープラン、それから立地適正化計画につきましては来年度になりますが、11月ごろをめどに策定の後、公表まで持っていきたいというふうに考えております。

○古橋智樹委員長

ほかに補足説明を求める方ありますか。

○佐藤文雄委員

人口減少で20代から30代が減って、女性が転出と書いていましたよね。これデータあるのですか、どこかに。

○都市整備課長（大久保昌明君）

これは初年度に基本的な調査をしておりますので、申しわけありません、ちょっと今すぐデータ出ないんですが、基本的なデータは根拠として持っています。

○佐藤文雄委員

今はないということでしょう。

○都市整備課長（大久保昌明君）

そうですね、すぐにはお出しできないのですけれども。

○佐藤文雄委員

どのくらいのレベルなのかね、全体で。どういうふうが減り方があるのかというのもやっぱりポイントなんじゃないかなと思うのですね。そこら辺が見えてないと、なぜ20代、30代が減少して、女性が転出しているのかというのは根本的なところだよ。そこら辺の分析はされているのですか。

○都市整備課長（大久保昌明君）

基本的な数字、データ等はちょっと把握して記載をしておりますので、申しわけないのですが、今その資料がお出しできないのですけれども、流れ、推移等も含めてデータは把握してございます。

○佐藤文雄委員

あと、都市公園の整備とかというのがありましたよね。何しろ都市公園というか、前も矢口委員が一般質問なんかでやっていたと思うのですが、都市公園というか、子どもの遊び場も含めて、いわゆる1人当たりの公園の面積が極めて少ないということがありましたよね。全国的にも県のレベルでも各市町のレベルでも、いわゆる1人当たりの都市公園の面積というのは一体どのくらいなのかね。当市はどのくらいなのか。当市は都市公園の整備をどこまで引き上げるのか、その場所をどうするのか

というのも、この中に入らないと見えないんですよ。やっぱり物すごく遊び場がないと言うんだよね。特にこちらは神立と比べたら、非常にこちらの神立の周辺というか、我々のところはもう住宅がどんどん建ってしまって、場所がなくなるくらいあつという間にもう住居がどんどん建っているんですよ。いわゆる土浦の神立のほうは何か神立公園とか、ああいう広いところがあるんだけど、こちらはふれあい公園だっけ、あれぐらいでしょう。非常にバランスが悪いという感じですよ。本当に住みやすいというところから言うと、子育てしやすいことも含めたら、都市公園のあり方というのをきちっと位置づけてはいると思うのだけれども、面積的なものとかという、それをきちっと位置づけていかないとわからないじゃないかと思うんだよね。そこら辺はどういうふうになっていますか。

○古橋智樹委員長

質問ですね。

大久保課長。

○都市整備課長（大久保昌明君）

市民お1人の公園の面積につきましては、確かに茨城県内では下から2番目というような数字だったと思います。先ほども触れましたが、子育て世帯の小学校、PTAの方々との意見交換会の中でも、やはり公園が少ない。土浦の水郷公園であったりとか、つくばの洞峰公園だったりとか、そちらまで行って遊ばせていますよとか、あるいは大人の目の届かないような公園はあったとしても危険なので、なかなかそこに行って遊ばせるというのもちょっと難しいんだよというような、もう実情的な話は聞いておりますので、それがニーズ的なものも今回の都市マスあるいは立適の中では可能な限り公園の誘導みたいなものを想定して考えていきたいというふうには事務方としては考えております。

○佐藤文雄委員

やっぱりそういう貴重な意見が出ているというか、本当にそういう気持ちを持っているんでしょうね。ただ、下から2番目なんだから、そのまま甘んじるわけにはいかないのだろうけれども、目標をどうするかというのと、場所をどうするかというのを位置づけなければいけないんじゃないかなと思うんだよね、これはね。だってそれがなければ全く絵に描いた餅になってしまうよね。それと複合施設というのが書いてあったでしょう。神立駅を中心に複合施設とね。これ神立の一部事務組合の範囲の中を考えているんですか。それは何もまだ白紙の状態ですか。複合施設。

○都市整備課長（大久保昌明君）

複合施設につきましては、具体的に政策経営課のほうで多様な調査をしておりますので、今年度実施しておりますので、そちらとの連携を図りながら考えていきたいと思ひまして、現時点ではどこだという特定なところまでは至ってない状況です。

○古橋智樹委員長

じゃ、ちょっとその関連で。

<委員長交代>

○古橋智樹委員

将来的に逆西公園と言うんですか、逆西第一公園ですね。

[「勤労青少年ホームの裏あたりね」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員

あれ公園ですよ。

[「はい、そうです」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員

だから仮にあれをいや返しますとなった場合には、下から2番目だから、公園の面積もうふやすのが難しいにしても減らすわけにはいかないから、その代替も考えなければならないし、じゃ、あそこをやはり譲ってくださいというようなこともやっぱり計画として考えなければならないですし、さらには稲吉ふれあい公園、子どもたちが使っている実態ありますけれども、もうちょっと供給できるように隣地をどうかと、他の議員で質問なんかもありましたけれども、送電線なんかも上にかかっていますけれども、そういうところで本当に計画として具体性、この都市計画マスタープラン、立地適正化計画の中に本当にいろいろ課題があって、計画ですから、別に絶対できなければならないということじゃないですから、計画はしましたけれども、こういう理由で撤退しますとかということも含めてやっぱり具体性持っておかないと、その先の代替策が生まれていかないんじゃないかなと思うんですね。だからやんわり計画つくっておくと、なかなか具体性がないまま進まないですから、計画しましたけれども、できませんでした。こういう代替策になりますということが必要だから、やはり先ほど質問あったように、やっぱりせつかく計画するからには具体策を少しずつ努力していかないと、市民だって喜ばないですね、計画見て。ぼんやりしていけば。そういう目の当たりにする懸案事項もあるんですけれども、そういうものは想定してないんですか。勤労青少年ホームまで。

○都市整備課長（大久保昌明君）

今逆西公園についての話がありましたけれども、借地だということは議員の皆さんご承知だと思うんですけども、あそこは貴重な公園でございますので、買収も含めて公園を維持したいというふうには考えております。具体的な施設であるとか、そういうお話につきましては、今回の立地適正化計画の策定は人の居住の誘導あるいは都市機能の誘導というようなことなので、具体的に誘導するような施設がないと人も集まってこないというような形になりますので、やはり具体策というのはどうしても掲げていくべきだというふうに考えています。また、国からの支援につきましても、その分厚くなるというような、そういう制度になっていますので、その辺は土浦市さんでも同じような意見だったと思うのですが、そういう意味も含めて、やはり具体策を最初の計画、当初から載せるというふうなことが必要だというふうには考えております。

○古橋智樹委員

引き続き。あとは土地的にはもう限られていますから、市街化区域内の畑とか梨畑とか、あとは大胆に興農会さんの近くも大きい土地とか、その辺に限られてくるから、やはり市が方針なければ先々相談だつてできないと思うのですが、そういう計画を市長とよく協議はないんですか。あの辺のまとまった土地が欲しいとかどうのというのは。それはこの計画を根拠にそういうものをやるべきだと思うのですが、当然だから湧いたように土地取得することもありますけれども、でも、やっぱり計画に基づいて取得するということのほうが正攻法だと思いますので、そのあたりはせつかくここで見直しするのですから、客観的に課長が仕事進めていく上で、事前協議、市長としてないのですか。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

先ほど大久保課長が話をしましたけれども、政策経営課のほうで市街地の中のあいている土地とかそういう土地の調査をことし実施していますので、その中で担当課というか、担当部署としては公園用地としてはこの辺の位置に欲しいとか、そういう考えで下打ち合わせをしていくような考えも持っていますので、公共用地、先ほども言いましたが、一組の土地ですかと佐藤委員からちょっとお話がありましたけれども、その具体的なことはできるだけ担当課としては駅に近いところというような考

え方を持っていますので、その中で政策経営課とも話を合わせて、あとは市長、副市長を含めまして、そういう協議をして、決定をしていきたいと思います。

○古橋智樹委員長

すると、都市計画マスタープランのほうが上位計画だと思いますので、具体性はさっきの11月に成果品を出すのに入ってくるのですか。

○都市整備課長（大久保昌明君）

場所的なものまでは、用地買収をすとかということも考えられますので、場所までを計画に具体的に落とすというところまではなかなか難しいと思います。

○古橋智樹委員

私、議事進行。

<委員長交代>

○矢口龍人委員

今のお話で、複合施設にしても、実際一組の中でかすみがうら市の所有の土地というのはどのぐらい残っているんですか。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

市の所有地につきましては、神立駅からせき食堂のほうへ行って、一番突端です。踏切側です。あそこの210平米です。

○矢口龍人委員

そうすると、あの中でやろうといったときは、その210平米に複合施設をつくらうというわけですか。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

それも考えますけれども、そこだけではできないので、それ以外の土地を考えていかなければならないと思っています。それだけでは小さ過ぎて、ちょっと。

○矢口龍人委員

それにしましても、幅が狭い土地で、仮に隣地を買収するにしても、なかなか市民が望んでいるような複合施設というものではちょっとどうかというふうに思うのですけれどもね。当然そうなれば、よその場所に、地域に今担当課のほうでそういう土地の調査をしているというようなお話ですから、そういうことも考えているのかなというふうには思いますけれども、きのうもいろいろ公園の話もありましたけれども、今から例えば防災、この中にもあるように防災についても避難するといっても、まとまった土地がないので、避難するにも避難できないような状態だと思うんだよね。だからそれについてもやっぱり緑地とか、そういう公園みたいなところは当然必要だと思うんだよね。だからそれもこの中に含んでいるので、やっぱりそういうところが重要なポイントだと思うんですよね。どうですか、その辺のところのやっぱり担当課としてここに記載するのであれば、やっぱりしっかりと先を見据えたまちづくりをしていかないとと思うのですけれども、どうでしょう。

○都市整備課長（大久保昌明君）

複合施設等を考える中にはある程度スペースといいますか、敷地が必要だと思いますので、建物もそうですけれども、その中の駐車場であったり、あるいは広場ですかね、緑地広場みたいなものも公園と同じようにスペースとして確保できるのかな。ただいま委員さんおっしゃるように、防災時の集まれるような場所、公園じゃなくても広場みたいなものとしてもそういったものが想定できるのかなというふうに思っていますので、施設の配置なんかを考える中では、その敷地の中に広場というの

も含めてやっぱり検討していきたいというふうに考えています。

○古橋智樹委員長

市長の広報の新年の挨拶に体育館防災機能と、そういうのもやはりこういう計画に入ってくるのかなと待っているのですけれども……

[「これ下稲吉中学校が入るんじゃないの」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

そうのですけれども、第1基準は教育施設なのでしょうね。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

あくまで計画でこういう公園が必要だと市が約束しているので、都市公園も今からつくっていきま
すよみたいな計画なので、ただ、立地適正化計画ができると、今度都市再生整備計画というのを作成
しまして、具体的にこういう事業をここの場所でやりますという具体的な計画はそちらのほうにお示
しをするような形になりますので、これをつくって補助事業として都市再生整備計画を立てて事業を
やっていくと。具体的なものについては都市再生整備計画の中でお示しをするような形になってくる
と思います。

○古橋智樹委員長

いいですか、私、ちょっとまだ質問したいのがあるのですけれども。

<委員長交代>

○古橋智樹委員

積極的な部分は説明でわかったのですけれども、消極的な部分というか、端的に語弊ありますけれ
ども、迷惑施設の、生活環境に必要不可欠な迷惑施設といいますか、行政用語だと環境衛生設
備ですか、その集約というのは入ってこないのですかね。例えば新治広域のクリーンセンターも閉
じましたとか、あと下水道の農集処理施設だって将来的には集約していくという形で、においとか音
とか臭気、ガスとか、そういうものももっと工業地帯寄りに、工業地帯に入らなければ、工業地帯の
隣地区に開発していくとか、今だから出島地区の東側は無指定だから、工場がぼんぼん点在してい
るんですよね。そういう環境衛生に直接侵入がないものはいいんですけれども、中にはストックヤード
でもボリュームがあるものが今度どんどんそういう転用で使っていくとか何とかとなったときに、
やはり都市計画マスタープランがもっとなるべくなら工業地帯中心に寄せていくみたいな、それが合
理性だと思うのですけれども、だから新治広域のクリーンセンターが国定公園の中に慣例で建ち続け
てきたわけなのですけれども、それが閉じたら今度そっちの利用はともかく、そういうものをもっとなる
べくガスとか音とか、そういう影響が必要最低限に抑えられるように計画していくのが都市計画かな
というふうに思うのですけれども、そういう観点がきょうもらった資料には余り見えないんですけれ
ども、どうですか。こういうものは違う計画なんですかね。都市計画ではない。あとは工場、つくば
ファームみたいなにおいもうちょっと、倍の規模になって、におわないようにもうちょっとやると
か、そういう計画も欲しいね。工業地帯は土地が高いから隣地もやっていくとか。

○都市整備課長（大久保昌明君）

2ページのほうにマスタープランの全体計画の骨子案が書いてあり、その中で4番目に都市環境の
方針ということで、その中の3番、住環境の整備方針、右側に行きまして悪臭対策であったりとか、
そういった具体的なものが表示してありますけれども、その地域を特定して、今ある施設を閉鎖した
後にどうするのか、そういう形につきましては、この下にぶら下がります地区計画を来年度詰めてい
きますので、その中で対応できるものは対応していくというような形になるかと思えます。

○佐藤文雄副委員長
交代します。

<委員長交代>

○古橋智樹委員長

ほかに。あと、追加で説明することがありましたよね。

○都市整備課長（大久保昌明君）

今後のスケジュールにつきまして説明させていただきます。

本日報告をさせていただきました誘導区域の設定条件等につきましては、作業を進めさせていただくこととなりますが、具体的な区域案につきましては、2月6日に開催予定の策定委員会、それから産業建設委員会からも3名の議員さんが選任されていますけれども、都市計画審議会、これは2月17日に開催を予定しておりまして、そちらに諮問をいたしまして、意見を聞きたいというふうに考えております。その後、3月の定例会時に全員協議会への報告を予定したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○古橋智樹委員長

そういうことで1次策定されるという説明だと思うんですが、都市計画審議のメンバーに……

[「都市計画は私」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

私と久松委員以外は入っているということで。

[「17日だよな」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

ということで、今回は1次決定した後、委員会で説明ということ踏まえて全員協議会なんですけれども、産業建設、もう1回いとまがないので、産業建設での説明は抜きに、おおむねこういう形なんでしょうけれども、それで都市計画審議会決定後、全協の説明ということで、久松さん、いいですかね、そういうことで。

○久松公生委員

はい。

○古橋智樹委員長

じゃ、そのようなことで進めるということでございますので、ほかに何かこの議題についてありますか。何か継続してやりたいものありますか。先進の取り組みだといろいろ環境リサイクルとか、そういう点も含めて都市計画なんかあるのかなと思っているんですけれどもね。そういうことにも具体策を期待して、来年の計画、また折を見てご説明、議題にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [休憩 午後 2時27分]

○古橋智樹委員長

それでは、会議を再開いたします。 [再開 午後 2時32分]

次に、上下水道のインフラの状況についてを議題といたします。

これは前回の委員会で上下水道に限らずのインフラも含めて、当委員会として市の概況を認識したいということで議題といたしましたので、説明をいただきたいと思います。

○建設部長（石塚洋二君）

引き続きご苦勞さまでございます。

（２）の上下水道のインフラ状況について、それぞれ提出資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

最初に、水道所管について齊藤水道課長からご説明いたします。よろしく申し上げます。

○水道課長（齊藤 健君）

水道課です。どうぞよろしく申し上げます。

まず最初に、水道事業におけるインフラの状況についてご説明します。

1 ページをお願いいたします。

最初に、1 番の水道管の整備状況についてご説明します。

ここに書いてありますのは、平成 31 年 3 月 31 日現在の 50 ミリ以上の導水管、送水管、配水管、全ての水道管の整備状況になります。管種、延長、分布割合についてご説明をいたします。この 1 番です。

まず、ダクタイル鋳鉄管は延長で 16 万 9069 メートルございます。割合は 40% です。鋼管は延長 488 メートル、0.1 の割合です。石綿管は延長で 1 万 2754 メートル、3 % になります。塩化ビニール管は V P 管と言いますが、これは延長 23 万 9977 メートル、56.5% です。これは一番長く多い割合になります。

続きまして、ポリエチレン管、延長 1472 メートル、0.4%、合計で 42 万 3760 メートルございます。

続きまして、この下になります 2 番の老朽管の経過状況についてご説明をいたします。

まず、皆様にご提出の資料につきまして、水道管の一般的な耐用年数である 40 年以上を経過した水道管は赤、40 年未満の水道管を別な色で作成しようと試みましたが、水道台帳のシステムの関係上、水道の管の色の識別は 2,500 分の 1 の大きさになりまして、まだ 420 メートルございまして、見やすい手持ちの資料にすることが時間的と技術的にちょっと難しくなりまして、今回は紙ベースの台帳になります。ちょっと今回持参したのですが、こちらのように分厚くなってしまいますので、仕方ないので、抽出した 2 ページにございます A 3 のちょっと大きい、こちらのほうになります。市内全体を見ますと、40 年以上超えた老朽管等が稲吉のエリア、またはこの上ですか、千代田地区の一部のほうにございます。本当はこれに現存の水道管を入れればいいんですが、1 本の道路に水道管が 2 本も入っているようなところとか、細かくなりまして、ちょっと識別が難しいので、今回こういうふうに出させていただきます。わかりやすくいたしました。

続きまして、この説明でございますが、もう 1 回 1 ページをお願いいたします。

この 2 番でございます。老朽管の経過でございますが、40 年未満の水道管につきましては、40 万 5392 メートル、95.7% です。40 年を超えた水道管につきましては 1 万 8368 メートルで、4.3% でございます。なお、ご参考までに当市は老朽管率が 4.3% でございますが、茨城県内の平均につきましては 9.2%、全国平均は 16.3% であると確認をさせていただきます。これまでは 2 番でございます。

続きまして、3 番です。この下でございます。この老朽管の更新計画についてご説明いたします。

40 年を超えた水道管を放置すると、やはり将来的には不安がございます。多額な予算が必要になりますが、後世に負の遺産を残さないために管の更新を行う。しっかりした実施計画や資産管理を進める必要がございます。こちらの 3 番をちょっと読ませていただきます。水道管の一般的な耐用年数と言われる 40 年以上を超えている水道管については、今後の計画は次のとおり進めます。令和 2 年度において水道管の更新計画の原案を策定、令和 3 年度にはアセットマネジメント、これは資産管理と財

産管理を策定しまして、令和4年度には水道事業の経営戦略を策定し、国・県の審査を受け、さらには議会のほうにもご報告しまして、現時点では令和5年度から管路更新を進める計画でございます。また、管路更新の実施前であっても、必要であると考ええる工事箇所については引き続き管路更新を行っていき、管路の破損等が起きないように注意しながら進めたいと考えてございます。

続きまして、最後の説明でございますが、3ページをお願いいたします。ちょっと細かくて申しわけございません。

これが何かといいますと、水道管のほうには震災におけるこういうインフラの保持の点から、さまざまな災害の応援協定を交わして、水道の安全・安心に努めてございます。これについて簡単にご説明させていただきます。

真ん中の協定名と書いてあるところを中心に簡単な概要についてご説明します。まず、一番上でございます。日本水道協会茨城県支部水道災害相互応援対策というのがございます。これは全国もそうなのですが、茨城県内の全ての水道事業者及び水道事業団は、互いに助け合うことを目的に、お互いに協定を交わしております。お互いに職員を派遣する人的支援のほか、給水車も11の自治体で17台ありますので、お互いにそういう給水車とか人を派遣して、お互いに助け合うというふうに協定を交わしてございます。

続きまして、その下、災害時における相互援助に関する協定でございます。これは板橋区を中心に13の自治体が災害協定を交わし、その協定を根拠に昨年9月12日に台風15号で被害を受けた千葉県鴨川市のほうに飲料水2,400トンを支援しております。こういう協定がございます。

続きまして、その下でございます。災害時における救援物資の提供に関する協定というのがございます。その関係になりますが、これは飲料水の確保を目的に、都内コカ・コーラと、下の段にあるんですが、伊藤園と飲料水の協定を交わしております。同じくそのコカ・コーラの下にあります東鋼商事でございます。東鋼商事は燃料に関する協定、特に重油等の優先供給に関して協定を結んでおり、水道施設の自家発電機の燃料なんかにもちからのほうから供給ができるようになってございます。

その下です。災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定でございます。これは共成レンテムと日立建機と協定を交わしてございます。共成レンテムとは災害時における自家発電設備のレンタル協定にありますので、電力がそろわないときにはこちらのほうに連絡して、備えようとしております。昨年、土田浄水場のほうで電力供給ができなかった件がございますので、今回それを解消しまして、停電が発生しても、こちらのほうから自家発電設備をそろえて、停電が発生しないように自家発電を動かせるようにしたいと思っております。日立建機とは災害時におけるトラックや重機の確保になりますので、いざという時にお世話になると思えます。

その下、かすみがうら市と書いてあるところですね。災害等緊急時の相互応援給水に関する協定というのがございます。これは昨年の4月25日に委員会の皆様に見ていただきました湖北水道事業団との緊急連絡会議で、これは緊急時における水道本管がとまってしまったときにお互いに連絡をとり合い、本管を動かし、給水をするものでございます。

今度、その下でございます。災害時における水道資機材の優先供給に関する協定でございます。これは災害が起きますと、水道管が破裂した場合に、最優先で必要になるのは材料でございます。当然材料は限られたものでございますので、近隣市町村の自治体と競争になります。私どものほうでは茨城県の最大の大手メーカー、太三機工、水戸と、一番下の富美通信、土浦と優先協定を交わしておりますので、他の自治体よりもどこよりも早く材料確保ができ、または復旧ができます。また、このほかでも緊急的な事故、または材料が必要になった場合には、この協定をもとに早期的に確保ができま

すので、大変助かってございます。

続きまして、その下でございます。電気機械設備故障復旧等緊急工事の請負に係る協定でございます。これは水道施設が故障した場合に、当然原因を調べる専門的な技術を持つ電気主任技術者の確保が必要となります。そのために現在、土浦市の昱株式会社、あとは水戸の明和プラント、これは専門の業者です。その方々と協定を結びまして、いざ地震等で壊れた場合、または緊急災害があった場合は、このような業者を優先的に集めて、機器の復旧に備えたいと思っております。

続きまして、その下でございます。災害時における電気設備の復旧に関する協定でございます。これは災害が起きますと当然電気がとまります。施設を直した場合に、今度は電気を復旧する。すなわち高圧受電変電設備、俗に言うキュービクルへの電力供給が必要になります。その判断、または東電への連絡は電気事業法に定めた資格者や東電が認定する電気工作物における保安技術者の確保が必要となりますので、関東電気保安協会と協定を結び、どこよりも早く電力を復旧させて、いち早く水道施設を稼働することが可能です。そのようなことになっています。

続きまして、その下でございます。かすみがうら市と郵便局との地域における協定を郵便局と交わしております。これは水道で結構多いのが漏水でございます。郵便局員さんは毎日市内を巡回しておりますので、その方々が漏水を発見した場合には、特にまた家庭内ですか、そういうことを発見した場合にはいち早く市のほうに連絡していただいて、我々のほうも直したいと思っております。

その下です。最後になります。災害時緊急応援に関する協定でございます。これは第一環境という会社と協定を結んでおります。これは災害時において必要となる人的支援を得るものでございます。災害においては電話対応、窓口対応、多くの人が必要となります第一環境の本部と協定を結んでおりますので、県内外から支援をいただき、または給水車などは最大で9台の確保が必要でございます。

以上、水道の事業をご説明しましたが、同じライフラインでございます下水道事業においても水道事業と同様に、各企業と協定を交わし、緊急時に備えております。または今後必要であると思われるような協定のほうは引き続き連携を図って、緊急時に備えたいと思っております。

水道のほうは簡単でございますが、以上でございます。

○建設部長（石塚洋二君）

引き続き下水のほう、よろしいですか。それともここで1回。

○古橋智樹委員長

続きでいいです。

○建設部長（石塚洋二君）

続きでいいですか。

それでは、続きまして、下水道の所管について鈴木下水道課長から説明をいたします。

○下水道課長（鈴木仁志君）

下水道課の鈴木です。よろしく申し上げます。

下水道のインフラの状況につきましてご提出しました資料に基づき説明させていただきます。

資料1ページをごらんください。

当市の下水道管渠につきましては、耐用年数である50年を経過している管渠はございません。各下水道事業の管渠についてご説明いたします。

公共下水道につきましては、昭和57年に供用開始した千代田地区の公共下水道が一番古く、36年を経過しております。また、霞ヶ浦地区につきましても、昭和58年に供用が開始された公共下水道が35年を経過している状況です。

A 3の資料ですが、4ページが公共下水道のエリアになっております。こちらが公共エリアの下水道管路の配管図となっております。赤い所が下水道管が入っている部分となっております。

続きまして、資料1ページに戻りまして、特定環境保全公共下水道の田伏地区が平成元年度に供用開始し、33年が経過している状況です。なお、流域関連特定環境保全公共下水道の加茂地区で平成10年に供用開始され、20年が経過しております。

A 3資料の5ページ、こちらが特定環境保全公共下水道のエリアになっております。

続きまして、6ページが流域関連特定環境保全公共下水道のエリアとなっております。

資料1に戻りまして、農業集落排水事業についてご説明いたします。

霞ヶ浦地区で3処理区あり、柏崎処理区が最初に事業化され、平成5年度に供用開始され、25年が経過しており、深谷地区が平成10年に供用開始され、20年が経過しております。千代田地区につきましては、5処理区ありまして、最初に事業化されたのが昭和62年度に土田地区で平成3年度に供用開始され、千代田東部地区が平成14年に供用開始され、16年が経過しております。

A 3の資料については7ページから最後の14ページまでが農業集落排水の各処理区のエリアになってございます。

それでは、続きまして、資料2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

災害時におけるインフラ保守の観点から、下水道事業関連の各協定の一覧になります。主な内容につきましては、水道事業と同じですが、下段の災害時における汚水収集運搬に関する協定、これにつきまして7社と昨年末に締結をさせていただき、下水道事業については大変重要な協定だと認識しております。

続きまして、3ページをごらんください。

下水道管渠及び下水道施設の老朽化対策では、下水道ストックマネジメント計画を策定し、国庫補助金を活用し、計画的な対策を行ってまいります。ストックマネジメント計画は、管渠、マンホール、中継ポンプ場、処理場など、下水道施設全体を長期的な維持管理計画、改築計画を策定し、事業費予測により改築や修繕などの事業費の削減、平準化を行うものであります。次年度は調査の方針や計画策定等を予定しております。なお、農業集落排水事業においても最適化整備構想の策定を予定しており、内容的にはストックマネジメント計画と同様なものになります。

説明については以上になります。

○古橋智樹委員長

説明が終わりました。

それでは、補足説明を求める方、質問のある方は挙手の上、お願いいたします。

○佐藤文雄委員

水道のほうで石綿管というのがありますね、3%。これはどのような対策になっているのですか。

○水道課長（齊藤 健君）

石綿管の場所は浄水場の近辺、要するになかなか本管切りかえが難しいところがございます。あとは導水管と言いまして、井戸から引っ張ってくるような管がございます。そちらの管につきましては、先ほどご説明しましたように、老朽管の管路更新計画、その中で管は全て更新して、石綿管はなくすような方向で今考えてございますが、まだ計画書はできませんので、その中には石綿管はなくすような方向で現時点では考えてございます。

○佐藤文雄委員

ということは、この2年度に計画をつくって、結果的に令和5年度から始めるよということになるのですか。

○水道課長（齊藤 健君）

はい、そのとおりです。

○古橋智樹委員長

ほかには。

○矢口龍人委員

これ40年を目安に老朽管施設かえをしているということですが、今後計画はつくるのでしょうか。実際例えば35年を経過しているとか、30年経過というのはどのぐらいの割合なのか。当然令和5年になると、もう要するに35年だったのが40年になってしまいますよね。ですから、その辺のデータというものはお持ちですか。

○水道課長（齊藤 健君）

それも2年度のほうには細かくうたおうと思うんですが、その前にちょっと簡単に説明したいと思うんですが、通常厚生労働省のほうで確認しますと、更新基準と実使用基準というのがありまして、法定耐用が40年でございますが、実使用というのがございます、铸铁管であれば60年から80年、VPですと40年から60年と記載されていますので、実際法定年数と実年数を整理して、または場合によっては試掘、または管の診断などをしまして、何を優先するべきか、どういう順番でやるべきか、そういうものの優先を決めて、ちゃんとした計画をつくってからやりたいと思ってございます。

○矢口龍人委員

そういうことであるならば、本当によく調査していただいて、無駄に更新しないでもらいたいですよね。まだまだ実際十分に対応できるのに、掘り直してやられたのじゃなかったものじゃないんで、だからその辺のところもよくしっかりと研究していただいて、計画を立てていただきたいというふうに思います。要望します。

○水道課長（齊藤 健君）

ありがとうございます。そのようにしたいと思います。

○佐藤文雄委員

関連して財源というのは平準化するように考えているとは思いますが、今まで水道事業では繰上償還とか、そういうふうにして水道事業の独立採算というのはいろいろありますが、かなり改善されてきたんですが、その範囲の中で維持管理というか更新をしていくというふうな考え方でいるのでしょうか。

○水道課長（齊藤 健君）

おっしゃるとおり、一気に10億円、20億円という金は使えませんので、予算の範囲まではちゃんと計画とかをちゃんと確認しまして、計画を立てながらしっかりと更新していきたいと思っています。

○佐藤文雄委員

いや、水道事業会計の中でのいわゆる独立採算制と言われている会計の中でやる。もしくは一般会計からの補填も必要なのか、そういうことも含めてどこまで考えているのかなというのを聞いたかったですよ。

○水道課長（齊藤 健君）

水道会計の中でやりたいと思っております。

○古橋智樹委員長

ほかに。

○矢口龍人委員

水道事業もそうだし、また下水道もそうなんですけれども、ファシリティマネジメントの部分を推進室との連携がどこまでできているのか。それで、個別計画は本来であれば別々にもう提出して、それが公になってくるべきだと思うんだけど、その辺のところはどの辺まで進みますか。

○古橋智樹委員長

暫時休憩します。 [休憩 午後 2時58分]

○古橋智樹委員長

再開します。 [再開 午後 3時06分]

○水道課長（齊藤 健君）

水道のほうにつきましては、経営戦略という計画を国・県に申請してやっております。今後千代田地区の管路更新計画、または千代田地区の施設の更新計画を立ててやっていきたいと思っています。さっき言いましたFMとの関係は関係部署と協議をしながら、改めて説明ができるときには整理して説明したいと思っております。

○下水道課長（鈴木仁志君）

下水道事業におきましては、長寿命化計画にかわります計画としましてストックマネジメント計画を今後策定する予定でございます。令和2年度までに基本となる方針等の簡易版の策定を予定しておりまして、それに基づき詳細な計画を練り、その後、事業化して、経費の削減等、平準化等に基づいて事業を進めていきたいと思っております。

○古橋智樹委員長

ほかに。

○佐藤文雄委員

やっぱり下水道は、何回も私も質問しているけれども、加入なんだよね。千代田地区の加入はもう99%だから問題ないけれども、特環とか、そういうところはもう既に終わっている事業の中で、加入率は物すごい低いでしょう。それはいろんな取り組みをしているとは言っても、そのうちどんどん日にちが過ぎてしまうよね。ここら辺はどうなっているのかなという、いつも思っているんだけど、どうですか、これ。網のところすごいよね。特環とかそういうところにあるんだけど、これだけの管路をやっていて、加入率が低いというとなんか問題なんじゃないかと思うんだけど、そこら辺どうですか。

○下水道課長（鈴木仁志君）

加入率につきましては、委員ご指摘のとおり低い部分もありますが、今年度におきましても市内のスーパーマーケット等を利用させていただき、加入促進のほうをしております。また、県の補助金をいただきながら加入推進を図っている状況です。今後としましては、引き続き加入促進を地道に進めていきたいと思っております。

○古橋智樹委員長

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

よろしいですか。

それでは、ご質問等もないので、本件を終結したいと思います。

続いて、その他ですね。何もないんだ、フリーだね。

その他ということで、一般に言うインフラという部分で、ほかに電気、それから通信網ということで、電気は電気そのものなのですけれども、通信のほうは一般の方にも需要のある携帯等の無線電波ですね、こちらということで、若干事務局と書類のほうを用意させていただきました。そのペーパーを配付しますので、暫時休憩します。〔休憩 午後 3時10分〕

○古橋智樹委員長

それでは、再開をします。〔再開 午後 3時11分〕

書類については先ほど申し上げた電気事業法に基づく経済産業省が所管ということで、電気事業法に基づいて東電初め、電力を供給、インフラの整備がなっているわけで、その図面ですね、広域図。それから電波法に基づく総務省の所管ですけれども、これが電気の後に電波帯ごとの基地局と送信レベルの状況の図面がついております。あとは総務省の電波の分類ですね。電波帯ごとのいろんな用途の図をつけております。特に電気に関しては、先ほど水道課の説明でもありましたけれども、電気がなければ水道も供給しがたいという実態もあると思います。下水道の一部分については供給のほうが落ちるという認識はしているんですけれども、まず電気、通常の周辺の電気は3,000ボルトぐらいを流して、高いところはその倍ぐらいの電気を流しているんですが、この図面はもっと桁違いの高圧線ですね。50万ボルトとかその半分、20万ボルト、10万ボルトというような、一番上から3ページぐらいまでの地図になっていますけれども、電気の供給がどうこの図面から来ているかというのを見ますと、福島県のいわき方面から火力発電、原子力発電を踏まえて、茨城県のほうに太い50万ボルトの送電がされて、新筑波という変電所まで来ているわけですね。これ新筑波というのは、恐らく未確認ですけれども、八千代あたりのことですよ。あそこまで来て、2枚目、3枚目を見ますと、こちらの霞ヶ浦地方に送電されている状況でございます。かすみがうら市にその次に近い変電所は土浦ですかね。土浦の新治ですか、これは。誰かわかりますか。

○議会事務局（青山哲士君）

個人的に霞ヶ浦はどこだろうと調べてみたところ、土浦、新治地区、旧新治村の藤沢小学校の近くに変電所があったところですよ。

○古橋智樹委員長

そのあたりを踏まえて、電力が供給されて、よく災害のときにとまって、いろいろ東電の方から水道課なりも説明を受けたりすると思うんですけれども、部分的にちょっと水道課を参考にサンプルということで聞きたいのですけれども、停電が多くて、水道の供給が断水になりやすいというのはどこらあたりの地区が多いのですか。

○水道課長（齊藤 健君）

まず、最近減ったのですが、うちのほうで、または市長命令で改善要望いたしていたんですが、いわゆる上佐谷、下佐谷のほうの山のほうで大きな木が電線を切ってしまう。それで施設がとまるというのがかなり多かったんです。この前の大きな19でしたか、あのときもあったんですけれども、どうしても山のほうにはたくさん木があって、太いものが飛来して、瞬時に10本、20本の電線を切ってしまうということで多いというのはよくございます。あとはこっちのほうの霞ヶ浦地区のほうでも、やはり高圧電線のほうに例えばトタン屋根が飛んだとか、そういうもので瞬時に切られたというのでございまして、それは私どものほうでも東電とのそういう原因を確かめるような電話で、私どもの上のほうにも伝える義務がございますので、必ずどういう原因で今停電が起きているかというのは聞く

ようにしています。特に多いのは、今のところはさっき言ったように、千代田のほうの山の付近の上佐谷とかそういうところ、あとはこっちの霞ヶ浦地区のほうですと大和田のエリアですか、そのほうが切られます。

○古橋智樹委員長

その要望というのは、市長名で東京電力に応募している。

○水道課長（齊藤 健君）

28年度に要望しまして、そのときに大がかりな伐採をしていただきまして、結構29年度からは前のような頻繁なのは減りました。

○古橋智樹委員長

東電に要望しているんですか。

○水道課長（齊藤 健君）

はい、そのとおりです。

○古橋智樹委員長

我々の委員会としても、そういう現実的な課題を把握する上でもこういうインフラの図面を用意したんですけれども、あとは将来的に千代田石岡インターチェンジの周辺も工業団地みたいな形を検討していきたいという答弁もありましたけれども、そうすればそれなりの供給の需要も必要になる。電気の供給が必要でしょうから、そう見ると、この図面を見ても、実際需要がないから、ある程度の電圧は送電がされてない状況で、出島に大きい水田、浄水場とかありますから、県西用水ですか、そういうところにするのに比較的大きな電圧が送られているのは図面から見てとれますので、電気に関しては事業所の安定運転のためにも欠かせませんので、あとは一般の中小企業だってある程度電力は必要でございます。今後特に災害で脆弱性をどう改善していくかということが課題で、総務委員会のみならず、当委員会でも考えていく必要性があるというふうに思う次第です。

特に水道のほうは停電した際の自家発電設備というのは、これまで現物も見に行ったり、説明を受けていますけれども、改めて確認したいんですが、幾つかの自家発電設備も回しつつ、全部平らにして、ざっくり何日もつというふうに今設計されているんですか。

○水道課長（齊藤 健君）

当然要するに何日といいますと、実際実は水源がなくなりますので、井戸からは引っ張ることができない。県から水が来なくなりますので、正直なところ10時間が限界だと思います。ただ、県とか、延々と停電された場合には10時間、または1日ぐらいが限界だと思います。

○古橋智樹委員長

下水道はどのぐらいの停電の影響は想定されるのですか。

○下水道課長（鈴木仁志君）

下水道の処理場なのですが、処理場は先ほど申しましたけれども、農業集落排水処理施設8カ所、浄化センターが1カ所と9カ所あるのですが、そこに自家発電の施設はない状態です。

[「修正します」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

ちょっと待ってください。

○下水道課長（鈴木仁志君）

その処理場にあいている容量がある分だけということで、何時間というのは具体的なことはちょっと言えないのですが、半日から1日ぐらい、その間には先ほども協定で申しましたマンホールポンプ

場、汚泥汲み取り等、そういうのをやりながら1日とか、そういう形で。

○古橋智樹委員長

ちょっと待ってください。停電すると何時間分持ちこたえられるのですか。それを超えるとオーバーフローするのか、とまってしまうのか、どちらの状況になるのですか。

○下水道課長（鈴木仁志君）

自家発電設備がないもので、入ってくるとオーバーフローしてしまうんですが、オーバーフローするまでの時間につきましては何とも言えないところはあるんですが。

○古橋智樹委員長

それはやはり概算として何日分は可能ですというのはやはり今後確認していただいて、また後ほど答弁いただきたいと思います。

修正があるということで、齊藤課長。

○水道課長（齊藤 健君）

すみません、失礼します。まずは完全に要するに県の水も電気の方も延々と切れた場合には、実際水道課で確保している水は2日分ございますので、2日はもちます。ただ、一気に2日分配水しますと、やはり皆様の水には影響しますので、そこら辺は考えながら水源のほうは考えたいと思います。

○矢口龍人委員

確かに給水できなければ、幾ら発電できても排水できないんですから、そうすると、排水できないということは下水道を使えないということでもう全部つながっているんですよね。ですから、その辺のところをまず連携をとっておかなければならないし、先ほどちょっとお話あったように、給水の調整なんかもやはり有事のときに大事に使ってもらおうという方法が、一番やっぱり長い時間使えるようにしてもらおうというのが一番先にとる、水道事務所でとる方策だと思うんですよね。ですから、その辺も有事に対してはきちっと初期対応というのをしっかりマニュアルつくっておいていただきたいと思うんですよ。どうでしょうか。

○水道課長（齊藤 健君）

そのようにしたいと思います。

○古橋智樹委員長

下水道課は。

○矢口龍人委員

それ可能なの。そういうことできるんですか。

○水道課長（齊藤 健君）

災害時における初動にはございますので、それに基づいて対応させていただきます。

○矢口龍人委員

そうやって言ってくれないとな。何か思いつきでやっているようなものだ。

○古橋智樹委員長

下水のほうはどうですか。

○下水道課長（鈴木仁志君）

同じく私も下水道のほうもこのマニュアルに基づいて進めていきたいと思っております。

[「ストップ」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

先ほど東電のほうで確認した停電の理由とか、齊藤課長のほうからありましたけれども、これは高

圧線ではない話ですか。それとも高圧線というのは50万とか、50万はないにしても、新治線だから、15万ボルトとかそういうことではないですね。そうしたら、かすみがうら市だけの話じゃないですものね。

○水道課長（齊藤 健君）

私が聞いたのはいつも高圧と聞いてます。

○矢口龍人委員

だから5万ボルトぐらいだ、せいぜいこの辺走っているのは。

○古橋智樹委員長

2ページ目の図面、15万4000ボルト系統図というのを見ますと、石岡から山の上ですか、流れている。稲吉ふれあい公園は何万ボルトですか。

○矢口龍人委員

あれ15万ぐらいだな。

○古橋智樹委員長

あれが15万ですか。

○矢口龍人委員

この間、千葉で倒れたやつは30万ボルトだな。ああいうのが倒れてしまうと大変なんだよ。

○古橋智樹委員長

電気に関しては市役所が直接法的にかかわっておりませんので、水道みたいに顧客の1人として要望を出しているような状況ですから、ただ、市のいろんな先ほどの都市計画なり、いろいろやっていく上では電気の供給ということも大事な1つになってまいりますので、そういう点できょうその他のをさせていただきました。

次いで、電波通信のほうでございしますが、やはり災害になったときに携帯の電気のみならず、通信のほうもいろいろ急遽需要がふえたりしてパンクしたり、パンクとまでは言いませんけれども、なかなか接続できないとか、そういう状況は多々あるのは委員の皆さんもご承知かと思えますけれども、いろいろ電波帯域によって用途が違うんですが、特に携帯電話、スマートフォンなどで使用される帯域については、ページを見ていくと、よく耳にするのは4Gとか次世代型5G、それよりも下の帯域の2.5ギガヘルツだったりですと、かすみがうら市の電波状況が薄かったりということで、それを踏まえていくと、出島地区に皆さんも行ったときに、電波の通信がちょっと遅かったりということで、特に若い世代の皆さんは通信が安定している地域のほうがこれはいいわけでございまして、そういう需要を考えればつくばとか今後人がふえそうな地区はやはり送電所も含めてたくさん電波も安定して供給されておりますので、かすみがうら市がいろいろ人口を考えていく上でも当委員会の委員の皆様もご認識いただいて、この図、きょう初見でごらんになってもなかなかご意見等もないかと思えますけれども、また機会を見て、こういうものを議題にするかどうか検討していきたいと思えますので、きょうのところはこれをごらんいただきまして、その他の議題のほうは、ご用意した議題のほうは終了したいと思いますけれども、そのほかに何か、まず事務局、何かありますか。ない。だから研修とかそういうのはないの。

○議会事務局（青山哲士君）

先般、委員長のほうから来年度の研修ということでメッセージが行ったと思うのですが、皆さんご意見とか何かございましたら、この場で。この後ご協議いただければ。

○古橋智樹委員長

オガール紫波ということで送ったんですけれども、基本的にはPFIということで民間投資のことですので、どちらかというと総務委員会なんですけれども、実際のところ産業面でも小さい町がそうやってPFIでいろんな公共施設を建てたりしているということは、ある意味経済面的な部分を担っていると非常に考えられますので、そういう意味で当委員会もどうかなということで送らせていただきました。時期的には4月ごろいかがかなと思ったんですけれども、夏になるとオリンピックは直接関係ないでしょうけれども、4月中旬くらいの方が皆さんも予定いただけるかなと思って。

[「受け入れるほうが大変だ」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

今状況は確認してもらったら、今のところそんなに予約はないと言うんですけれども、ぜひオガールの施設に泊まってくださいとか、そういうオプション的な要望が多いだけで、特段の説明は何かあったんですか。

○議会事務局（青山哲士君）

オガールのことをちょっと調べてみました。まず、説明は岩手県紫波町の人じゃなくて、そのオガールプロジェクトという役所の職員じゃない民間の人が説明をしていただくような形となります。ちなみに予約受け付けは3カ月前から開始しているということで、4月であれば、今状況を聞いてどうかなという段階ではございます。

○古橋智樹委員長

あとはそれだけじゃなくて、仮に岩手方面だとしたら北上とかでまちづくり交付金、産業面でもらっているようなところも見ましたので、いつも私ばかりの提案じゃなくて、ほかの委員の皆さんから何かご要望等があれば、それで早急に書記のほうにいろいろ調査させたいと思っていますので、いつでも私だけじゃなく、青山のほうに直接でも結構ですので、ご要望のほうをよろしくお願いします。時期的にはどうですか。4月中下旬。

[「全然考えてない」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

その辺でぼちぼちいろいろ検討していきたいと思いますので、ひとつ時間の限りおつき合いのほどよろしくお願いします。

ほかないですか。

ないですね、ほかの委員の皆さんからも。

それでは、以上で本日の産業建設委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散 会 午後 3時33分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

委員長 古橋智樹